

第9回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月25日(金) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場南館3階会議室

3. 出席委員 12人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

委員 4番 上野 悟 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則

7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也 11番 岡田 典子

12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子 14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 9番 鈴木 義昭 10番 荻田 光

5. 議事録署名委員の指名 6番 夏見 弘則 7番 得納 逸二

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件8筆)

議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件2筆)

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について(4件7筆)

議案第56号 非農地証明申請について(3件3筆)

議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について(利用権設定)

議案第58号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用配分計画案について(利用権設定)

第2 協議事項

(1) 下限面積(別段の面積)の設定について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定届出について

(3) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について

(4) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 飯塚安生・主任 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会)

13時30分

事務局 それでは定刻となりましたのでこれから開催しますが、留意点、注意事項を申し上げます。総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにして頂きますようお願いをいたします。また、総会中席を立たれるときは、議長の了解を

得て退席して頂きますようお願いいたします。それでは開会にあたりまして会長の方からご挨拶の方をお願いいたします。

会長

改めましてこんにちは。毎日の農作業ご苦労様です。結構、収量も多くて皆さん喜んでおられるかなというふうに思います。ちょっと、お手元に配りました全国農業新聞の切り抜きでございますけれども、この中で「農地として維持できない」というふうな事が目を引いたもんですから持ってまいりました。それでこの中のですね、「③農地への復旧が困難な非農地に転換」というふうなことで、計画的に森林への転換などということが、非常に目を引いたわけでございます。皆さん方もご承知と承知でございますけど、パトロールに行かれて、ああこれはどうにもならんというふうな農地を結構、見てこられたんではなかろうかというふうに思ったもんですから今回こういうもの持ってまいりました。我々の世羅町農業委員会としても、このようなことを踏まえてですね、今後やっていく必要があるかなというふうに思っております。

議長

はい、それでは第9回農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は12人、欠席の報告は9番 鈴木委員さん、10番 荻田委員さんからありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名は、6番 夏見委員さん、7番 得納委員さんをお願いします。よろしくをお願いします。

それと会議に入る前にですね、発言される場合には必ず挙手、議長の承認ということ踏まえて頂きたいというふうに思います。疑義と言いますか、それが佳境に入りますと、ややもすると発言の許可を求められなくて、こうお互いが話し合いになっていくというようなことも、ままありますので、そうなりますと議事録にですね、せっかく発言頂きました内容が分からない、どなたが発言されたのか分からないということもあってですね、記入漏れというふうなことになるので、ここを一つよろしくをお願いいたします。それともうひとつ、マイクの性能が良くなっておりますので、他の発言中に会話をされますとそれを拾って発言が聞き取りにくいという状況もあるようですので、もう一つご注意願いたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

(報告事項)

議長

はい、それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定の関係から「報告事項(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、議案集の71ページをお開きください。「報告事項(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について」です。今回、1、2、3、4件あります。1件目が■■■さんと、機構との契約ですが、耕作者は■■■■■さんです。こちらの方は、自分で耕作ということで解約となります。2件目、■■■さんと■■■さん、先月もちよっとあったんですが■■■■■さん設立に伴う合意解約ということで届出が出されました。それから、■■■さんと■■■さんの件につきましては、■■■■■の方への耕作依頼ということで、この度、合意解約がされたものです。最後、■■■さんと機構、耕作者は■■■■■さんですが、こちらの

方は自分で耕作されるということでの合意解約となっております。18条の6項による報告につきましては以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

(付議事項)

(議案第53号)

議長 それでは、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件8筆を議題とします。新型コロナ対策のため、推進委員さんは1名のみ入室して、事務局の説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また待機場所が密となるため、報告が終わられました推進委員はお帰り頂くこととなりますのでよろしくお願い致します。

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現地目	地籍
		(渡) 遠方で管理できない (受) 住まいと併せて管理する(空き家バンク)	黒木啓・勝見・藤高	畑3筆 田3筆	1,911㎡
		(渡) 財産処分 (受) 住まいと併せて管理する(空き家バンク)	垣内・宮迫・松尾	畑1筆	59㎡ 下限面積 (別段の面積設定)
		(渡) 遠方で管理できない (受) 住まいに近く管理しやすい	神尾・綿谷・中村	畑1筆	432㎡

議長 それでは、報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 はい、入室して頂いておりますので、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、失礼いたします。それでは1ページをお開きください。議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、ありがとうございました。1件目について黒木啓之委員より報告をお願いします。

黒木(啓)委員 はい、9月17日16時30分から、勝見委員、藤高委員と私の3名で現地確認を行っております。ここはですね、空き家バンクに付随する農地ということで、資料にありますように畑地が3筆、それから水田が3筆あります。現状は休耕中ということで年に1回ぐらい程度の草刈がされている状況です。まあかなりの努力は要するかも分かりませんが、農地への復旧、復旧と言いますか、利用は可能だというふうに3名で判断をしております。そのほか、特に気になった点はありません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 では、次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは続いて2件目の説明をいたします。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、2件目について垣内委員さんより報告をお願いします。

垣内委員 はい、9月21日の朝、宮迫委員、松尾委員3名で現地の方、確認に行きました。現地は、今のところ雑草生い茂っておりますが、草刈等をすれば、畑としては管理が出来ると思います。あとは特にありません。以上報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、3件目の説明をいたします。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、それでは調査をしていただきました神尾委員さんより報告をお願いします。

神尾委員 はい、お願いします。9月13日(日)18時頃、現地調査委員3名で現地確認を行いました。申請地については、野菜等は作付けされてはいませんが、草刈管理が十分されておりました。その他特に気になる点はありません。以上確認したことを報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。(調査委員退席)

議長 はい、それでは、採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして、取り扱います。

(議案第54号)

議長 続きまして議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件2筆を議題といたします。

(議案第54号農地法第4条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■■	畑 97㎡ 田 736㎡	共同住宅用地 駐車場24区画	勝見・黒木啓・藤高	現 田・畑 第3種農地 農用地区域外

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集15ページをお開きください。議案第54号「農地法

第4条の規定による許可申請について」です。(議案集により朗読説明。) 転用目的につきましては共同住宅の用地として、15戸のアパート、駐車場が24区画、それから併用地としてすでに宅地が隣にあるんですが、286.2㎡を合わせて整備をされる予定でございます。第3種農地となっております。事務局からは以上です。

議長 はい、続いて、現地調査をして頂きました、推進委員の報告を案件ごとに受けていきたいと思います。1件目について黒木啓之委員より報告をお願いします。

黒木(啓)委員 はい、9月14日16時頃、勝見委員、それから藤高委員とともに現地の確認を行っております。場所は、地図を見ていただいたらおわかりなんでしょうけど、この近くの[]の裏手になります。我々が確認したときは、写真の状態は水稻が植えてありますけれども、ちょうど水稻が刈り取られていたという状況で、まだ造成等にはかかっておられませんでした。近隣の農地への影響等は無しというふうに判断して、廃水、用水、雨水等もそのまま、現状の水路への放流といいますかそれで問題はないというふうに判断をしております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 それでは、採決をとります。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第55号)

議長 続きまして議案55号「農地法第5条の規定による許可申請について」4件7筆を議題とします。

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
[] (所有権移転)	[]	田3筆 2,489㎡	太陽光発電設備	行青・勝見・黒木啓	第2種農地 農用地区域外
[] (賃貸借権設定)	[]	畑1筆 7,139㎡ (併用地 900㎡)	●広島県農業会議「勝見購買案件」 太陽光発電設備	松尾・宮迫・垣内	第2種農地 農用地区域外
[] (使用貸借権設定)	[]	畑1筆 71㎡	駐車場 (始末書添付)	垣内・松尾・宮迫	第2種農地 農用地区域外
[] (所有権移転)	[]	田2筆 1,283㎡	太陽光発電設備	神尾・綿谷・中村	第2種農地 農用地区域外

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集26ページをお開きください。議案55号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。1件目の説明をさせていただきます。

(議案集により朗読説明。)

- 議長 はい、1件目について黒木啓之委員より報告をお願いします。
- 黒木(啓)委員 はい、9月14日に、行皆委員、それから勝見委員と私の3人で現地の確認を行っております。このエリアはすでにもう、沢山の太陽光パネルの設置が見られるエリアで、その中の、今回の3筆約2反5畝のところへの設置ということで、隣接農地等への影響もなかろう、それから排水等の問題もなしというふうに判断して現地の確認をしております。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告がおわかりました。質疑、意見はありませんか。
- 議長 はい、5番委員さん。
- 5番 あの、5番の安井です。写真に見えているのは、防草シートか何かがしてあるん。パネルなのか、ちょっと、ようわからんですが。
- 議長 はい、事務局説明をお願いします。
- 事務局 はい、31ページの真ん中と、その下の写真をいわれとるんだと思うんですが、防草シートを張られておりました。以上です。
- 議長 よろしいですか。
- 議長 他には、ありませんか。
- 議長 はい、質疑が無いようなので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)
- 議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、それでは2件目の説明をさせていただきます。(議案集により朗読説明。)
- この件につきましては7,000㎡ということで、30aを超えておりますので、広島県農業会議への「意見聴取案件」となっております。
- 続いて3件目も説明させていただきます。(議案集により朗読説明。)
- 始末書の内容につきましては、一部は土を取ってすでに駐車場として使っておられましたが、残り半分の所も取ってこれから工事を進めるということで、この度、申請が出されたものでございます。事務局の説明は、2件、3件以上です。
- 議長 はい、2件目と3件目について垣内委員さんより、報告をお願いします。
- 垣内委員 はい、報告します。これも9月21日の朝、他の推進委員3名で現地の方を確認に行きました。■■■の方の現場なんですが、申請地は、今、一部雑木等が生えていて、それを伐採して、整地をされるようです。特に土砂が流出したり、崩壊するような感じは、無かったように思います。周辺の農地の通風、日照には、全然影響はありません。用水は必要としていません、雨水は自然排水とされているようです。汚水、生活排水は発生しません。以上です。
- 議長 続きまして、3件目をお願いします。
- 垣内委員 はい、これも3名で現地の確認に行きました。現地の方、すでに車1台分くらいは停められるくらいな整地がしてありました。これも土砂の流出等の問題はないと思います。周辺の農地への日照、通風にも全然問題ありません。用水は使用しません。雨水は申請地の前に水路があるのでそこに流れるようにな

っていると思います。生活、汚水生活排水は発生しません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査員さんからの報告が終わりました。2件目、3件目についての質疑、応答はございませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑が無いので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の方の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは4件目の説明をさせていただきます。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、4件目について神尾委員よりご報告をお願いします。

神尾委員 はい、お願いします。9月13日(日)18時頃、現地調査委員3名で現地確認を行いました。申請地は、整地するだけで、土砂の流出等被害を生ずるような恐れはありません。周辺農地の日照、通風についても緑地緩衝地を設ける予定のようでございます。用水は必要としない、雨水は自然流下、汚水は発生しません。以上、確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査員さんよりの報告が終わりました。質疑、応答はございませんでしょうか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 それでは、採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第56号)

議長 続きまして、議案第56号非農地証明申請について、3件3筆を議題といたします。

申請人	当該農地	地目地籍	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■■■■■	■■■■■ ■■■■■	畑1筆128㎡ (現況宅地)	昭和49年頃	地目変更	松尾・宮迫・垣内
■■■■■	■■■■■ ■■■■■	畑1筆89㎡ (現況宅地)	平成2年頃	地目変更	松尾・宮迫・垣内
■■■■■	■■■■■ ■■■■■	畑1筆232㎡ (現況宅地)	平成1年頃	地目変更	神尾・綿谷・中村

議長 報告をして頂く推進委員さんの入室を求めます。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局からの説明を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集の60ページをお開きください。議案第56号非農地証明申請についてです。1件目の説明をさせていただきます。(議案集により朗

読説明。) 続いて2件目の説明をさせていただきます。(議案集により朗読説明。) 一部を道路として、家の進入路として整備されていたということで、始末書の方は提出されております。事務局からは以上です。

議長 はい、続いて現地調査をして頂きました推進委員の報告を受けたいと思います。1件目、2件目について垣内委員より報告をお願いします。

垣内委員 はい、報告します。1件目の方なのですが、申請地は家と家の間にはさまれた土地で長年庭として使用されていたみたいで庭木なんかも植えてありました。農地として復旧するのは非常に困難だと思います。

2件目についてですが、2件目も同様に、家への入り口として道路として整備されてコンクリート舗装等してありましたのでこれも農地としての復旧は、ちょっと困難だと思います。報告以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。はい、質疑がないので推進委員方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3件目の説明をさせていただきます。(議案集により朗読説明。) 約30年前に先代が家を建てて宅地として利用していたということで始末書の提出がされております。事務局からの説明は以上です。

議長 はい、3件目について、神尾委員さんより報告をお願いします。

神尾委員 はい、9月13日(日)18時頃、現地調査員3名で現地確認を行いました。申請地については、建物があって農地として見ることは出来ない状況でございます。その他、特に気になるところはございません。以上、確認したことを報告します。

議長 ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 それでは、採決をとります。申請どおり証明するものとして取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第57号・58号)

議長 続きまして、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第58号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について(利用権設定)」は関連がありますので、一括で議題といたします。この議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求

められております。事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。それでは別冊議案第57号、農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について、それから同じく別冊議案58号農用地利用配分計画案について(利用権設定)併せて説明いたします。まず、議案第57号について2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸・借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明、議案書より移記。)

世羅地区 19筆 23,706㎡、世羅西地区 12筆 12,995㎡

合計 31筆 36,701㎡ (田 31筆 36,701㎡)

新規設定の方は高齢で管理が出来なくなったため、再設定は、これまでの耕作者が、高齢等で管理できなくなり別の方が引き続き管理されると言うものが多くを占めております。4ページをお開きください。世羅西地区法人の3つ目4筆を記載しておりますが、合併前に亡くなられたため、住所が旧世羅西町となっております。世羅町と読み替えてください。よろしく申し上げます。

次に議案第58号について、3ページをお開きください。農地利用配分計画、農地中間管理機構を利用した借り入れの計画になりますが、世羅地区、(株)恵さんが1筆576㎡を、世羅西地区、(農)穂MINORIさんが3筆3,703㎡の借り受けを計画されております。説明については以上です。

議長

はい、事務局からの説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長

ございませんか。

議長

原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長

では、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。(挙手全員)

議長

はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長

本日の議案は、全てご審議頂きましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしく申し上げます。

(議長交代・作田副会長が進行)

14時07分

(協議事項)

議長

それでは協議事項(1)「下段面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局

はい。議案集70ページを、をお開きください。協議事項(1)下限面積(別段の面積)の設定についてです。先月、■■■■の案件の3条の申請が許可とされましたので、その所を削除するという事で今回、修正をさせていただいた内容となっております。説明につきましては以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。何か質疑、意見はありませんか。

議長

ございませんか。

議長

それでは、原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長

採決をとります。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項（１）については冒頭報告がありましたので、報告事項（２）農地法第３条の第３第１項の規定による届出について、事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 72 ページを、お開きください。報告事項（２）農地法第３条の第３第１項の規定による届出についてです。２件ありまして、１件目、■■■■の■■■さんと言う方が権利を取得された方です。農地は２筆 2,464㎡、■■■■さんより相続ということで届け出がされました。もう１件、２件目が■■■■の■■■さんと言う方ですが、２筆 17,756㎡を■■■■さんから相続されたということで届け出がされたものでございます。報告事項については以上です。

議長 次に報告事項（３）農地法第５条の規定による許可条件の履行延期について事務局より報告を求めます。

事務局 はい、73 ページです。報告事項 3 農地法第５条の規定による許可条件の履行延期についてです。申請者は■■■■の■■■■さんです。農地につきましては■■■■他、全部で 9 筆 6,226㎡、太陽光パネル設置の転用目的ということでございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等でですね、施工業者の手配、人員確保や資材の購入に遅れが出たということで 1 年間の延期ということで、履行延期の期限は来年の 7 月 18 日までというふうに申請が出されたものであります。説明につきましては以上です。

議長 はい、次に報告事項（４）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 74 ページです。報告事項（４）農業相談関係日誌をご覧ください。9 月 2 日（水）に、西大田自治センターにおいて、宮丸委員さん、島津委員さんと事務局で農業相談の方へ行かせていただきました。1 名の方が来られまして農地の転用について、内容につきましては太陽光発電設備の設置の手続きについて確認したいということで、転用予定農地が農振農用区域内農用地の可能性があるとということがありますので、産業振興課で農振の確認をされるよう依頼しました。その手続きが完了したら、農地転用の手続きを進めることを説明して終わっております。農業相談の関係につきましては以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。何か質疑、意見がありませんか。

（連絡事項）

議長 はい、無いようですので、連絡事項 1 今後の日程について、事務局から連絡をお願いします。

事務局 75 ページの方に今後の日程を載せておりますが、追加で広島の方ですね、農業者年金加入促進特別研修と言うのがありますので、内海会長、作田副会長の方がこちらに参加いただきます。

（以下 10 月の日程について、を議案集により朗読報告。）

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
10月7日	農業者年金加入促進特別研修	広島市	内海会長・作田委員	

10月7日	農業相談	津名自治センター	折元委員・安井委員	9:30
10月12日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館	役員全員	10:00
10月26日	第10回世羅町農業委員会総会	世羅町役場南館	委員全員	13:30

- 議長
6番
議長
6番
- はい、その他で事務局から何かありますか。
6番夏見なんですが。
はい、6番委員。
あのもう終わりになると思うんで、一点。先月の議案47号の3番の件なんですけど、ちょっと私よく聞き取れなかったんでもう一度、説明をお願いしたいんですけど、条件付きで認めるという附則を付けられたと思うんですけどその条件付きの所をもう一度説明してください。
- 事務局
議長
事務局
- よろしいですか。
はい、どうぞ。
はい、それでは説明させていただきます。この許可案件につきましては、農業委員会の会長名で附帯意見ということでですね、付けさせてもらって一緒に許可書を送らせてもらっております。内容につきましては、3条の申請の時の内容、について事務局と今の推進委員さんとで聞き取りを行っておりますが、その聞き取りの際に、申請者の方が答えられた内容、また一つは年内に向けて、廃品等を処分する事を言われておりました。それから、来年の作付けに向けて土づくりをするということと言われておりましたので、その事を記載して、守って頂くよう、遵守していただくようお願いをする内容で文書の方、付けて出させてもらったということになっております。説明については以上です。
- 6番
- この2つの条件が、来年作付けをするということはありませんので、最終的には来年の作付けが出来なかった時には、この条件が履行できなかったということで許可を取り消すのですか。
- 事務局
- すみません。あくまでお願いとなりますので、何らかの理由で、向こうの予定どおりにいかないこともあるかもしれません。ちょっとそこは分かりませんので、何も言えませんが。出来なかったからすぐに許可を取り消すというふうなことにはできないので、そこについてはご理解いただきたいと思います。
- 6番
- で、もう一点何ですけど、こういった申請があって、委員会で審議していくという流れでいきます。それで承認した現地がそのままになってるよといったケースが見られることが多いんですけど、どの位な年数をもって承認した条件を履行していく。「そこまでにはきれいにしてくださいよ。」という期限がですねどの位を考えておられるのか、私たちがどれくらいな期限をもって監視していけばいいのか。そう言うのもし目安があれば。
- 事務局
- 目安という所で言うと、毎年農地パトロールというのを夏付近から実施しておりますのでそこに合わせては、まあまず1年1度のチェックは出来ると思っております。それと合わせて今回のケースにつきましては、譲受人の方が色々計画を練られておりましたので、来年の4月前は土を作って作付けすると言う様なことを計画を立てられていると言われておりますので、そこに合わせてはですね、うちの方でも、ちょっと現地の方を見たいということは考えておりま

す。よろしいですか。

6番
議長
事務局
議長
議長
7番

はい、分かりました。

はい、事務局の方なにか後ありますか。

ありません。

はい、そのほか委員の皆さんからなにかありますか。

はいどうぞ。

7番の得納です。太陽光の申請が■■■■の方もだいぶ出とったわけですけども、なかなか進んでないような気がするんよね。いっぺんは会社が変わってやるいうことになったんじゃないけどまだこれも進んでいないし。あれ、どうゆうふうに見たらいいんです。やっぱりパトロールいうかときどきは家の近くじゃ見え見るんじゃないけど。ここはなかなかできんよの言う話はしとるんじゃないけども、まだ、その延期という申請が出るか出ないか。いつ出してもらうんか。今、コロナの関係で工事の関係で確かに遅れとるんかもかもしれませんけどね。基準をどうゆうふうに見たらいいんか。

議長
事務局

はい、事務局さん、お願いします。

はい、基準というものまでは、そこまで明確なものは無いんですが、申請があり、総会后に許可が出た後、現地の方を施工されたりするわけですが、施工後には完了届言うものを出して頂くことになります。それで、今のおっしゃられるように現地の方が進んでいない状況でそういうことが分かればですね、うちの方も、そうゆうことが分かり次第、期限が切れているかどうかとかですね、色々なところをチェックさせてもらって、過ぎておれば履行の延期申請とかですね、そういったことをして頂くようお願いをしてるところです。具体的に、ここのこの部分だということがもしあればですね、また教えて頂ければ、対応いたしますので言って頂ければと思っております。色々、申請されたところを総会の中で見られて、ここが動いて無いよなと言うのももしあればですね、事務局の方へ一応お知らせ頂ければ、その業者なり、その代理なりお知らせすることをしますので、よろしく願いいたします。よろしいですか。

7番

結局、もうそこへ預けとるんだからということで、管理はそちらで草ぼうぼうになってたりしますよね。それを出来るまでは誰が管理するんかいうことになるんではないですか。それできれいにしてもらわんと、いかにゆうてもうちの家の裏じゃあるしいうような話も出てくるし、どうゆうふうの説明したらいいんじゃないか。それまで刈ってくれんか、いうような話をちょっと持って行ってもらえればと多少でも違うかと。

事務局

はい、事務局から説明させて頂きます。その施工前の段階で草ぼうぼうになって近隣に迷惑が掛かっているという状況についても、相談のお電話等がありまして、それについても業者の方にはですね、連絡して対応はして頂くようお願いはしております。中身によってなんですけど、所有権移転の場合だとその先に所有権移転登記を済ませとって、その業者の所有権になつてれば、業者がもちろん管理責任を負うわけなんですけど、賃貸借とか色々な場合になると、若干、条件が変わってきたりする場合もありますが、どちらにしても、業者の方が対

応する事にはなろうと思しますので、うちの方から、対応して頂くようお願いをするということで、お話をさせて頂いております。よろしくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。

議長 これを持ちまして第9回世羅町農業委員会総会を終了します。本日の会場片付けは、8番委員から14番委員さんをお願いしますが、この後、少し勉強会をさせていただきますので、そのままお願いします。

(閉会)

14時27分